

2022-8-31 第2回新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会

○谷嶋医事課長補佐 定刻となりましたので、ただいまより、第2回「新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の検討会は、7名の構成員に御出席いただいております。磯部構成員からは御欠席の連絡をいただいております。

また、本日の検討会につきましては、新型コロナウイルス感染症の観点から、オンラインによる開催とし、傍聴は報道関係者のみとさせていただきます。

まず、発言の仕方などを説明させていただきます。

会議中、御発言の際は「手を挙げる」ボタンをクリックいただき、座長の指名を受けてから、マイクのミュートを解除して御発言いただくようお願い申し上げます。御発言終了後は、再度マイクをミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。

また、座長から議題などに賛成かどうか、異議がないかを確認することがあった際、賛成の場合には「反応」ボタンをクリックした上で「賛成」ボタンをクリックするか、または、カメラに向かってうなずいていただくことで異議なしの旨を確認させていただきます。

本検討会は公開となっておりますが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきます。

○永井座長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

前回の検討会で構成員から、ワクチン接種の担い手の不足についての検証を行う必要があるという意見が出されましたので、この点について事務局から説明をお願いいたします。

○山本医事課長 事務局でございます。

今、座長からお話がありまして、前回の検討会におきまして、今般の新型コロナウイルス感染症対応におけるワクチン接種の担い手の不足についてお話がございました。その後、事務局において、昨年、そうした違法性阻却の考え方が示された職種に協力をいただいた自治体から聞き取りをさせていただいております。そうしたところ、やはり大規模の集団接種を予定する中で、派遣の看護師等を雇用していた状況下であっても、医療従事者がなお不足となっており、そうした状況下で医師、看護師以外の職種に協力いただくことにより、迅速にワクチン接種を進めることができたという回答いただいた自治体がありました。当然、自治体により状況が異なるとは考えておりますが、そうした自治体があったことは報告をさせていただければと思います。

また、自治体の状況については、坂元構成員からも可能であれば実情等を御発言いただければと考えております。

事務局からは以上でございます。

○永井座長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について御質問、御意見はございますでしょうか。

釜菴構成員、どうぞ。

○釜菴構成員 ありがとうございます。前回は発言させていただきましたが、今、山本医事課長から不足感があったというお話は、自治体からそういう回答があったということでもあります。一方、私ども医師会に寄せられている意見としては、自治体がこの時間帯に集団の接種を計画したいけれども、協力が得られるかという問いに対して、かなり時間の設定等が他の診療と重複するというようなこともあって、すぐにはなかなか対応できないということの中で、最終的にいろいろ調整をした結果、執務に差し支えないように人員を手配できたけれども、最初の段階で問合せに対してなかなかこの条件ではすぐにこの時間帯には出ていけないというような事例もあり、それらを不足というふうに捉えられた可能性があって、最終的に人員が不足したために当初計画した業務が実施できなかったという事例がどのくらいあったのか考えると、それはほとんどなかったのではないかという認識を持っています。

ですから、不足感については、その計画した業務が医師、看護師の不足のために実際に実行できなかったような事例がどれだけあったのかという点が一番知りたいところで、その不足の内容について、本来であればもっと詳細な御報告をいただくべきであると感じておりますが、山本医事課長の御説明があったということで、事務局も努力をしていただいているということについては感謝を申し上げたいと思います。

以上です。

○永井座長 ありがとうございます。

坂元構成員、どうぞ。

○坂元構成員 今、釜菴先生から不足感というお話が出たのですが、多分、自治体の規模等によって多少異なるかなという感じがします。ただ、コロナワクチンを始めたときにはやはり国民の期待感というのが非常に大きくて、予約が取れなかった状態というのがかなりしばらく続いたと思います。それはいわゆる自治体等の接種できるキャパというのがあるって、予約の数を限ったという形です。そういうものに対して非常に御不満の方は直接役所のほうに来て、何で打てないんだとか、今すぐやってくれとか、そういう苦情が初期の頃に相当来たというのは、恐らくどの市町村も経験していることだと思うのです。それが接種者が不足していたかどうかという問題とどう直接リンクするかという問題もあるのですが、全体的に初期の頃は接種をする人だけではなくて、やはり接種体制の全体的な不足感があったということは、どこの市町村も多分認めるところだと思います。

その不足感の中に、やはり接種人材が集まらなかったということもあります。当然それは接種をされる方も含めて、いろいろな人材が集まらなかったということも一つの問題だと認識しております。ただ、今後こういうことが起こることに備えて接種の打ち手を拡

大するということも一つの議論だと思うのですが、やはりこういうことが起こったときにどういう接種体制、どういう人材を投入するかということはあらかじめ計画して考えておく必要があるだろうと思います。

例えば、今回はコロナということで、しばらくたったらそんなに病原性が高いものではないということが少しずつ分かり出してきて、騒ぎが鎮火してきたということはあるのですが、国が現在、高病原性のインフルエンザワクチンを備蓄という方向で、それが起こったときにその備蓄等ワクチンを使ってかなり限られた短い時間の中に全国民の接種を行うという一種の政府行動計画があると思うのですが、そのレベルのことが起こった場合には、私はやはり別次元の問題になるだろうと思います。だから、将来どういう危機管理事象が起こるかということをしっかり踏まえて計画を立てるべきだと思いますし、この説明の中にも書いてありますが、感染症等とあって、例えば大災害の場合とか、そういう場合もあるかと思いますが、どういう人材確保体制を考えていくかということは、私としては一定の議論が必要ではないかと思っていますのでございます。

以上でございます。

○永井座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、「新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会 報告書（案）」を読み上げていただき、本日御欠席の磯部構成員からの意見の紹介、また、その質問に対する回答について、事務局よりお願いいたします。

○谷嶋医事課長補佐 事務局でございます。

報告書案を読み上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会 報告書（案）

1. 背景

○ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種や検体採取（以下「ワクチン接種等」という。）については、各自治体において、ワクチン接種等を更に迅速かつ円滑に進めることが求められてきたところである。

○ 具体的には、これまで、ワクチン接種等のための筋肉注射や鼻腔・咽頭拭い液の採取の担い手の確保等について検討を行ってきたところ、令和2年4月27日に歯科医師によるPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取、令和3年4月26日に歯科医師によるワクチン接種のための筋肉注射、同年6月4日に臨床検査技師及び救急救命士によるワクチン接種のための筋肉注射について、必要な医師又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。ただし、鼻腔・咽頭拭い液の採取については臨床検査技師を含む。）の確保ができない等の一定の条件下であれば、これらの者が、筋肉注射や鼻腔・咽頭拭い液の採取を実施することは、公衆衛

生上の観点からやむを得ないものとして、医師法（昭和23年法律第201号）第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる旨、示してきたところである。

- こうしたことを踏まえ、歯科医師等にワクチン接種等に参画していただいたところである。また、薬剤師においては、歯科医師等がワクチン接種を行ってもなお担い手が不足する場合に備えて、ワクチン接種に係る研修に取り組んでいただいたところである。このような医療関係職種の多大なる御尽力に対して、敬意を表する。
- 一方、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議（令和4年6月15日）では、感染症危機時におけるワクチン接種等の担い手の確保の必要性が提言されており、また、新型コロナウイルス感染症対策本部（令和4年6月17日）においても、今後の新たなパンデミックに備えた、ワクチン接種等の担い手確保のための枠組みの創設の方向性が示されているところである。
- 本検討会では、これらを踏まえ、各医療関係職種について、普段実施している業務や専門性を勘案して、感染症発生・まん延時におけるワクチン接種のための注射や検体採取のための鼻腔・咽頭拭い液の採取（以下「感染症発生時等におけるワクチン接種等」という。）の担い手を確保するための対応の在り方等について検討した。本報告書は、医師や看護師等以外の者が感染症発生時等におけるワクチン接種等を行うことに関する考え方について、とりまとめるものである。

2. 各医療関係職種へのヒアリングについて

- 感染症発生・まん延時におけるワクチン接種等の担い手を確保するための対応の在り方等について検討するに当たっては、各医療関係職種に対して、人体への注射の実施状況等について、ヒアリングを実施した。
- ヒアリング事項は、主に、人体への注射・採血、薬剤に係る副反応への対処、臨床現場での薬剤の取扱い及び鼻腔や咽頭周囲の治療について、①教育課程の中で基本的な教育を受けているか、②普段の業務のなかで、実施している状況であるか（実施する頻度はどれくらいか）とし、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本診療放射線技師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人日本理学療法士協会、一般社団法人日本作業療法士協会、公益社団法人日本臨床工学技士会、一般財団法人救急振興財団救急救命東京研修所教授及び一般社団法人日本言語聴覚士協会からヒアリングを実施したところである。

3. ワクチン接種や検体採取の担い手の確保等のための方策について

- 感染症発生・まん延時には、ワクチン接種、検体採取のみならず、救急搬送、診療・リハビリテーションの提供等について、それぞれの職種が本来の業務を担うことが重要である。また、ワクチン接種全体を円滑に進める上では、ワクチン接種のための注射のみならず、予診、薬液の充填、副反応への対応などの接種事業全体の人材確保を進め、その上で、各医療関係職種がその専門性を十分に発揮することが重要である。

- 検体採取については、発生当初と異なり、唾液等による自己採取による検査が可能となったことや、医師や看護師等だけでなく、臨床検査技師も業として実施できることから、新型コロナウイルス感染症対応においては、歯科医師による実施は限定的であった。
 - 今後の感染症発生・まん延時において、医師や看護師等が感染者の診療等を提供するために、ワクチン接種、検体採取について、十分に担い手を確保することが困難となった場合において、医師との連携のもと、これらの業務を担う者を確保するための取組を進めることが重要である。
 - 各医療関係職種へのヒアリング結果も踏まえ、①医師や看護師等以外の者が感染症発生時等におけるワクチン接種等を行うことの是非、②どのようなプロセスを経れば、医師や看護師等以外の者がこれらの業務の担い手となり得るかについて、以下のとおり整理する。
 - 医師や看護師等以外の者が感染症発生時等におけるワクチン接種等を行うことの是非については、医療安全の観点から踏まえると、これらの行為に関して基本的な教育を受けており、かつ、実際にこの業務を行う上での技術的基盤を有していることが重要である。具体的には、ワクチン接種のための注射については、人体への注射・採血を行っていることが重要であるとともに、検体採取のための鼻腔・咽頭拭い液の採取については、口腔と連続する領域である鼻腔や咽頭周囲の治療に関わっている職種とすることが望ましい。このため、これらの行為に関する知識・技能を有している以下の者を感染症発生時等におけるワクチン接種等の担い手の対象とすることが適当である。
 - ・ ワクチン接種のための注射。
 - 【歯科医師】 その養成課程において、注射に関する基本的な教育を受けており、また、口腔外科や歯科麻酔の領域では実際に注射を行っている。
 - 【臨床検査技師】 その養成課程において、静脈からの採血に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っている。
 - 【救急救命士】 その養成課程において、救急救命処置として、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保と輸液、エピネフリン等の薬剤の投与等に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っている。
 - 【診療放射線技師】 その養成課程において、人体に対する照射又は画像診断装置を用いた検査のための静脈路確保、造影剤等の投与や抜針・止血等に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っている。
 - 【臨床工学技士】 その養成課程において、生命維持管理装置を用いて行う治療のための静脈路確保、薬剤の投与や抜針・止血等に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っている。
- ※ 診療放射線技師と臨床工学技士については、良質かつ適切な医療を効率的

に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）附則第13条及び第15条に規定する研修を行った場合又は、診療放射線技師については令和6年4月1日、臨床工学技士については令和7年4月1日後に免許を受けた者（同日前に国家試験に合格した者を除く。）を想定。

・PCR検査等のための鼻腔・咽頭拭い液の採取

【歯科医師】その養成課程において、感染症対策や口腔領域の構造、検体検査についての教育を受けており、また、口腔領域に加え、口腔と連続する領域である鼻腔や咽頭周囲の治療を行っている。

○ また、どのようなプロセスを経れば、歯科医師、臨床検査技師、救急救命士、診療放射線技師及び臨床工学技士（以下「歯科医師等」という。）が感染症発生時等におけるワクチン接種等の担い手となり得るかについては、有事の際の特例的な対応であることを踏まえると、以下のとおりとすることが適当である。

- ・ まずは、感染症発生時等におけるワクチン接種等を行うことができる医師や看護師等が対応を行い、その上でもなお、これらの業務の担い手の確保が困難と見込まれる場合に、歯科医師等が対応すること。
- ・ 歯科医師等については、一定の研修を受けた上で、感染症発生時等におけるワクチン接種等を行うこと。

4. 今後の課題について

- まずは、上記3の対応が求められる一方で、今後、新型コロナウイルス感染症よりも感染力が高い感染症等が発生し、他業務への対応との兼ね合いでワクチン接種等を行うことができない状況も想定され、その状況に応じた対応が求められることが考えられる。
- このため、今般、感染症発生時等におけるワクチン接種等の担い手の確保のための枠組みを創設したことの効果等の評価を行った上で、感染症を取り巻く様々な状況も考慮しつつ、今般の対象とならなかつた薬剤師等も含めて、こうした状況が生じた場合の対応を考えていくことが重要である。

報告書案については以上になります。

続きまして、本日御欠席の磯部構成員から意見をいただいております。読み上げさせていただきます。

「新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会 報告書（案）」に対する意見

第2回検討会に所用のため出席できないので、「新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会 報告書（案）」（以下「報告書案」という。）に対して、意見を述べておきたい。

1. 報告書案「1. 背景」においては、従前の違法性阻却による担い手確保の動きに

加えて、今般、有識者会議の報告等があったことを踏まえ、「今後の新たなパンデミックに備えたワクチン接種等の担い手確保のための枠組みの創設の方向性」を展望する旨が記されている（新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性【令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定】と同旨）。

この点、私はかねて、有事の際の特例的な対応だとしても、違法性阻却は真にやむを得ない場合の例外的措置と位置付けるべきであり、被接種者等の生命身体の安全に関わる以上、本来は法令の見直しによる対応が必須であると重ねて指摘してきた。報告書案の趣旨は、従前の違法性阻却論からは一線を画して、法令上の対応を見据えたものと理解したが、それでよいであろうか。

2. 担い手の問題については、報告書案の内容はそれとして、COVID-19対応だけではなく中長期的な視点で、自然災害等も含め多様な非常事態を想定して、保険医療体制を可能な限り維持するにはどうすべきかを様々な観点から幅広く検討する中で、引き続き議論を要する課題であると考えている。

以上

今、読み上げさせていただきました磯部構成員の御意見につきまして、報告書案の趣旨は、従前の違法性阻却論からは一線を画して、法令上の対応を見据えたものと理解したが、それでよいであろうかという御質問につきまして、事務局より回答させていただきます。

この御質問につきましては、法令上の対応も排除はしていないものでございます。

以上でございます。

○永井座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました報告書案の説明について、御質問等がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

釜菴構成員、それから坂元構成員、お願いします。

○釜菴構成員 ありがとうございます。

まず御質問ですが、3ページの3.の最後の部分になります。○の下のポツですが、まずは、感染症発生時等におけるワクチン接種等を行うことができる医師や看護師等が対応を行い、その上でもなお、これらの業務の担い手の確保が困難と見込まれる場合に、歯科医師等が対応することという記載がありますが、業務の担い手の確保が困難と見込まれるということを判断するのは、国全体なのか、あるいは都道府県の知事が判断をするのか、その辺りについての考え方はどうなのかということを御質問申し上げます。

以上です。

○永井座長 いかがでしょうか。事務局からお願いします。

○谷嶋医事課長補佐 ありがとうございます。

今、御質問いただきました点につきましては、医師や看護師がまず行っていただいて、その上でもというときにどこが判断するのかというところでございますが、これはどうい

う立てつけにしていくのかというところの問題かと思っておりますが、一つの判断ということになりますので、それが例えば厚生労働大臣なのか、都道府県知事なのかというところはありますが、そこは今後の運用を決めていく中で決めていくということかなと思っております。

○釜菴構成員 ありがとうございます。

○永井座長 坂元構成員、どうぞ。

○坂元構成員 私から1点、この中にも書いてあるのですが、実際に集合接種会場では打ち手と、接種を行うというほかにも、やはり薬剤管理とかワクチンの取扱いとかに関する人材もかなりしっかりやらないと、事故の多くは接種のときに起こるというよりは、むしろ事前の薬剤管理のところで起こっていると思います。例えば希釈を間違えたとか、保管を過ぎてしまったとか、そういうことがあるので、中にも書いてありますけれども、やはりそういう場所での薬剤師などの人材確保というのもかなり重要ではないかと思えます。つまり、そういうことをちゃんと扱える人を日頃から訓練しておくとか、そういう部分も私はすごく大切だと思います。

それから、釜菴先生から誰が許可するのかというふうな御質問があったと思うのですが、私も、これは、やはり安易な許可であってはいけないなと思います。困難をやむを得ない状況があるということなので、例えば国民保護法の中には、医療従事者の確保が著しく困難な場合に、厚労大臣が外国の医師免許等を有する人に医療行為を認めるというくだりがあって、そういうことはかなり慎重にやられているということなのです。やはりそこはそういう方たちに訓練を受けていただいて広げると同時に、その辺の運用基準を明確にしておかないと、許可されたのだからちょっとならやっちゃってもいいかなとか、そのような安易な乱用が起こってしまうことは、我々市町村としてもそういうトラブルは避けたいのです。厳密な運用の上をしっかり教育、訓練をしてやることです。

それから、医師の連携と書いてあるのですが、私はこれはやはり医師法からいえば、医師の指示の下ではないかという感じがします。これが連携だと、例えばそういう人に対して医師が本当に注意をできるのかとかそういう問題も出てくるので、やはり連携ではなく、一定の資格、権限と知識を持った人の指示の下でこういう人材確保、緊急時のやむを得ないときにこれをやるというかなり厳密な仕切りの中でやるべきだと考えているところでございます。

以上です。

○永井座長 ありがとうございます。

今の連携と指示の関係はいかがでしょうか。

○谷嶋医事課長補佐 ありがとうございます。いくつか御意見いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、最初に御意見いただきました薬剤管理などが重要であるというところ、それはごもっともな御指摘かと思っております。

次に、運用の基準とかを含めて厳密にということにつきましては、今回の御議論いただいている話は新型コロナウイルス感染症対応を踏まえたものでございまして、いわゆる危機管理の危機時の話かと思っておりますので、そこは平時と違う部分はあるかと思っておりますので、しっかり運用していくことは重要だと思っております。

以上でございます。

○永井座長 よろしいでしょうか。

では、井本構成員、お願いします。

○井本構成員 ありがとうございます。日本看護協会の井本でございます。

先ほど磯部構成員の御意見に関して事務局が回答された本報告書の趣旨は、従前の違法性阻却論から一線を画して、法令上の対応を排除するものではないということと存じます。このことを前提として、今回示された報告書案について法律上に記載すべき事項について3点、また、報告書案の4.について意見を申し上げます。

まず、法律上に明記すべき事項の1点目については、前回も少し同じ趣旨でお話をしたのですが、体に針を刺して組織内に薬剤を注入することが現行法で認められている職種であり、かつ実績もある歯科医師がワクチンを接種することが妥当だと考えております。これは取りまとめの中にも誰がやるべきかというところについては記述があると思えます。

また、今、坂元構成員から、仮に有事に一時的に業務独占を解除する必要性が生じた場合でも慎重にやるべきだということが御意見されたと思えますけれども、このことに関連して、先ほど述べた趣旨から、一律というよりは、まず歯科医師に限って解除すべきだという意見を持っております。

その理由は、前回も申し上げましたけれども、医師、看護師が不足する際には、臨床検査技師、放射線技師、臨床工学技士、救急救命士といった職種の方は本来業務を実施する必要性があり、求められるからだと思っております。

また、2点目として、一時的に業務独占を一部解除する権限を誰に付与するのか。これについては釜菴構成員や坂元構成員からもご意見がございましたが、当然これは法律に明記すべきであると考えております。この点については現報告書では言及がございません。プロセスに関連することでもあると思うので、言及すべきではないかと思っております。

前回の検討会の際にも発言をしましたが、独占業務は国の法令において定められていることを考慮すると、厚生労働省大臣が業務独占を解除する権限を持つことが本会としては妥当なのではないかと考えております。都道府県が対応するに当たっては、都道府県知事が厚生労働大臣に要請するなどして、厚生労働大臣が各都道府県の個別の状況に応じて解除を指示するなどの対応が必要ではないかと思えます。

3点目として、法律には一時的に業務独占を解除する条件について明記することが重要だと思えます。条件としては有事であることと、医師、看護師が不足している、この2つが必要だと考えておりますが、今回示された報告書においては、有事がどのような状況を示すのかについては明記されていません。これは前回の検討会でも議論になったかと思

ております。それぞれの職種の業務独占はそれぞれの身分法に記載された重要なものです。本当に新法をもって業務独占を一時的に解除するのであれば、有事はどのような状況を示すのかについても、可能な限り法律で規定する必要があるのではないかと考えております。

また、医師、看護師等がワクチン接種や検体採取の担い手であるべきだということは大前提ではありますが、仮にその不足によって一時的に業務独占を解除しようとするならば、どのような客観的指標、基準によって不足しているとの判断を行うべきかも法律で明確にしておく必要があるのではないかと考えております。

前回の検討会でも、医師、看護師の不足感について議論になり、今回の冒頭に事務局より御説明があったと承知しております。しかしながら、感覚的なもので一時的に業務独占を解除することはあるべき姿ではないと思いますことから、ほかの構成員からも御意見があったように、体制にしっかり視点を当てて検証すべきであると考えております。

最後になります。報告書の4. 今後の課題についてのところでございます。既に申し上げたとおり、今回の集団ワクチン接種について、まず検証が必要な段階であること。今般対象とならなかった5つの職種以外の職種の方は業として、現在、体に針を刺すことを実施しておらず、かつ、教育を受けていないということと認識しております。さらに申し上げますと、薬剤師は調剤が業であり、診療の補助を業としない職種であると認識しております。よって、4. の2つ目の○の最後の2行については、この報告書から削除いただいたほうがいいのではないかと考えております。

以上です。意見でございます。

○永井座長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか、今幾つか意見が出ましたが、何かコメントいただけますか。

○谷嶋医事課長補佐 ありがとうございます。今回の対応につきましては、法令上の対応も排除はしていないというものでございますので、こういった形でやっていくかという際に、しっかりと受け止めさせていただいて、やらせていただこうと考えております。

○山本医事課長 4. の最後の記載の趣旨について改めて御説明をさせていただければと考えております。今回、有事への対応ということで3. までのところを記載した上で、それでも想定外のことが起こることを考えていくということが重要であると考えておりました。その上で、今回こうした新たな枠組みを創設したことは重要だと、今回御提案いただいているとおりでございまして、効果等の評価を行った上で、またさらに考えていくということは、その上でも重要だと思って事務局としてはこうした記載をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○永井座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。坂元構成員、御発言をよろしく申し上げます。

○坂元構成員 先ほど医師との連携、指示ということにちょっとこだわった理由は、例えばこれはほとんど、こういう医師看護師以外の職種の人に仮に非常事態に接種をしてもら

うという場が想定されるのは恐らく集合接種会場ではないかと思えます。自治体の中でも議論になったのですけれども、この集合接種会場は恐らく巡回診療届とか、医療法上そういう形でやっていると思えます。そうすると一種の医療行為になるので、やはり責任者というのは当然最終的には医師になるのではないかというのが我々市町村の理解です。もちろんいろいろな事象に関しては、開設者の首長の責任とかそういうところになると思うのですけれども、医行為の部分においては恐らく法律上は医師の責任になると思えますので、やはりそこは連携ではなくて、そういう法律的な背景、これは巡回診療という形でも一種の診療所という形で見なされますので、その辺の仕切りはしっかりしておく必要があるのではないかと考えるところでございます。

以上です。

○永井座長 今の点はいかがでしょうか。これは法律をつくるときにそういうところも決めるということでしょうか。

○谷嶋医事課長補佐 全般の対応は、法令上の対応も排除していないところでございまして、今後どのような形でやっていくかということを受け止めさせてければと思っております。

○永井座長 よろしいでしょうか。中谷構成員、お願いします。

○中谷構成員 先ほどからいろいろな構成員の先生方から御意見がございましたが、最初に山本課長から御説明がありましたように、今回はワクチン接種が開始された時期の辺りではやはり打ち手の不足というのが随分各自治体で認識され、その結果ある程度歯科医師の先生方が協力して接種して下さったということは非常に良かったのではないかと考えております。ワクチン接種については被接種者の安心感とか納得感がないとうまくいかないと思えますので、そういう意味では、歯科医師の接種についてはそういう感覚がある程度被接種者側にあったのだらうと想像しております。

それから、磯部構成員からのご意見にあるように、今までの違法性阻却論ではなくて、将来の法令上の対応を見据えたものと理解するという点について、事務局のほうからは今後それを排除するものではないというご説明がありましたので、今後非常に緊急性とか、必要性が高いときに、どのようにして、誰がそれを許可するのかという形を決めることができればよろしいのかと思えます。

この報告書は今回示されたものでよろしいのではないかと考えております。最後の4. 今後の課題についての2つ目のパラグラフは非常に含蓄があるといいたいまいしょうか、裏に秘めた意味合いが含まれることを想像させる文章ですので、今回の検討会の段階ではこの表現でもやむなしということとし、今回のコロナ感染において違法性阻却で実施した結果を検証した上で、今後どのような法整備を行うかということ、やはり考えていくことが必要ではないかと考えております。

コロナに限らず、今後、様々な感染症の流行が起きるが可能性もありますし、前回の会議でも議論がありましたけれど、ワクチンの種類もいろいろな投与方法があります。ある

いは感染の検査の種類も様々であろうかと思えます。そのたびにそれが厚生労働大臣の指示といいますか、判断で決められるのか、あるいは今回のように緊急の検討会を開いて医療従事者のあらゆる職種、またはその目的に合った職種と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、選んで御協力をお願いするという形にするのか、その手続きについては少しは考えておいたほうがよろしいかと思っております。

以上でございます。

○永井座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。釜薙構成員、どうぞ。

○釜薙構成員 ありがとうございます。事務局からも説明がありましたし、この文書を読んでも感じるところですが、今回想定しているのは、本当に感染症の急激な蔓延で非常に危機的な事態だということの特殊な条件下での対応ということだろうと思えますが、井本構成員が先ほど発言されましたけれども、やはりどういう場面でこの取組を実際に発動するのかということについては、法律にしっかり明確に書いておく必要があって、それがないと運用が非常にそのときによって変わってきてしまうということにつながりかねないので、どのような場面でこの取組を発動するのかということが明確になるようなことが私はぜひ必要だろうと思えます。

先ほど坂元構成員から指摘があった、医師の指示なのか連携なのかということところは、平時とは全く違う、本当に特別な特殊な条件下でありますので、やはり医師の指示という形がしっかり出されることが私はぜひ必要だろうと思えます。平時においては、歯科医師の方に医師が何か診療の補助のような形で指示を出すことはあり得ませんけれども、しかし、今回想定している場面は、本当に緊急を要する特殊なシチュエーション、場面だと思いますので、そこはしっかり指示という表現があったほうがいいし、それがいいのはおかしいと思えます。

それから、4. の2つ目の○のところについて中谷構成員から、含蓄のある、いろいろな今後のものに対応できる内容という御指摘がありました。一方で、先ほど申し上げたように場面がかなり特別な限定されたものでありますので、あまり今回の検討を逸脱した解釈につながらないように、書くべき文言は限定したほうがよい。その点では、井本構成員の言われた内容に私は賛同申し上げます。最終的に取りまとめる必要があるとは感じておりますが、その点は非常に大事な点なので、意見を申し述べます。

以上です。

○永井座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。中野構成員、大曲構成員、いかがでしょうか。御発言、どなたかいかがでしょうか。中野構成員、大曲構成員、御発言は何かございますでしょうか。どうぞ。

○中野構成員 では、中野のほうから先に思うところを述べさせていただきます。先ほど来、様々な議論、いろいろな考え方があつたということ踏まえた上で拝聴しました。自分

はどちらかという接種の現場にいる者として、どんな思いでいるかというのはいろいろ構成員の方々のお話を聞きながら思いを巡らしていたのですけれども、私自身、国内でもそうですけれども、海外でも予防接種、ワクチン等には携わってまいりました。きっと日本と海外を完全に比較するというのは難しいのでしょうけれども、例えばポリオ根絶計画の一斉投与とか、あとは青年海外協力隊のメンバーともずっと仕事をしておりましたけれども、日本から派遣された協力隊員が経口生ポリオワクチンの接種にその当該国で携わったり、天然痘根絶のときもいろいろな国に日本から日本人が派遣されて、いろいろな国でお手伝いをしたり、そういうときはどういう法律、どういう決まりに基づいてやってきたのだろうと考えていました。

私自身も20代の後半にアフリカで2年ぐらい医療をやっていましたけれども、それも決して正式な医療機関に属して、あるいは正式にその国で医師免許を取ってという形は違ったことは事実なのです。そのときにその人間の置かれた立場で何をすることが一番いいか。やはり保健医療ですから、人のために有効であって、なおかつ安全に実施しなければならない。そういう観点からきっと様々な御意見があるのかなと思って拝聴していました。きっと一言で取りまとめをするのは非常に難しいなと思っていたのですけれども、そういったことから総合的に考えて、現状ではない有事のときが起こったらどうするかというのは、やはり現状とは異なる枠組みを何かひとつ考えてつくっておくことはそれなりに意義があるかなと、私自身は今、お話を拝聴していて個人の意見としてそう思っております。

以上でございます。

○永井座長 ありがとうございます。

大曲構成員、どうぞ。

○大曲構成員 ありがとうございます。大曲です。

私自身は、この取りまとめの文書に関しては賛成といいますか、このまとめに関して特段加筆等々は考えていないところです。何と申し上げればいかよく分からないのですけれども、現場の観点からしますと、現実には、要はやむを得ない状況にこうしたことが適用されるということはそのとおりなのだと思うのですが、ちょっと話ははずれますが、そうならないような仕組みづくりといいますか、例えばこういうワクチンを打てる、あるいは咽頭の検体を取れるという方々がいらしたとして、本来業務としてできる方がいらしたとして、ちゃんとそういう方々が適切に必要な場に来ていただけるという枠組みをちゃんとつくっていくということが絶対的にまずはあるだろうと思っています。それが多分先に来るだろうと。

その上でも駄目なときは、今回議論したようなことが当然出てくると思います。今回の話とちょっとずれますけれども、そういう意味での調整といいますか、あるいは事前の枠組み、どういうふうな派遣をするのか、どうやって地域間で支援をするのかといったところはあるとは思いますが、そうしたところを事前にできるところまでしっかり詰め切っておく。それでも対応できないような不測の事態が起きますけれども、詰め切っておくという

ことがやはり先に来るのではないかということは、実際に現場で対応していて感じたところでもあります。

以上です。

○永井座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。大体意見も出尽くしたようでございますが、今回皆様の御意見を伺いまして、基本的には今回の報告書案の内容はおおむね御異論がなかったように思います。あとは細かい御指摘のところですが、これは事務局と座長との間で相談して、私に預らせていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○永井座長 では、そのように対応させていただきます。

本日の議論は以上でございます。短時間ではございましたが、議事に御協力賜りましてありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項等をお願いいたします。

○谷嶋医事課長補佐 事務局でございます。

本日は、お忙しいところ御議論いただきましてありがとうございました。

本日の御意見を踏まえ、座長と御相談の上、報告書を取りまとめさせていただきます。

○永井座長 では、これで議論は終了いたします。どうもありがとうございました。